

議案第74号

松阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正  
について

松阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年松  
阪市条例第26号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月18日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改  
正する条例

松阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年松  
阪市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「いう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同条に  
次の4項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著し  
く困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認  
めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
  - (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分  
担及び責任の所在が明確化されていること。
  - (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするた  
めの措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応  
じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行  
う者として適切に確保しなければならない。
  - (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号に  
おいて「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が  
提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事  
業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事  
業者等」という。）
  - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して  
小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
- 4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこと  
とすることができる。
  - (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育

事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（同項第 2 号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第 6 条の 3 第 12 項及び第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの  
第 16 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第 22 条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第 23 条第 2 項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第 37 条第 2 号中「（平成 24 年法律第 65 号）」を削り、同条第 4 号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

第 45 条中「第 6 条第 1 号」を「第 6 条第 1 項第 1 号」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第 3 条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第 2 条中「行う者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して 10 年を経過する日までの間は、第 15 条、第 22 条第 4

号（調理設備に係る部分に限る。）及び第 23 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第 2 条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第 10 条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附則第 3 条中「事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「第 6 条本文」を「第 6 条第 1 項」に、「5 年」を「10 年」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。